

知っていますか？浄化槽

(浄化槽管理手帳)



岡崎市

目次

はじめに	1
岡崎市環境基本計画の概要	2
浄化槽の種類	4
浄化槽のしくみ	5
浄化槽管理者が行わなければならない3つのこと	6
3つの義務 その1 保守点検	8
3つの義務 その2 清掃	10
3つの義務 その3 法定検査	12
浄化槽と上手につきあうには	14
よくある質問	16
浄化槽が不用になったときは	23
浄化槽を設置するには	24



はじめに

みなさんは、家庭などで使った水がその後どうなっているかご存知でしょうか。

みなさんがお使いの浄化槽には「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」の2種類あり、「合併処理浄化槽」は台所や風呂、トイレといったすべての生活排水を処理できる浄化槽であるのに対し、「単独処理浄化槽」はトイレの排水しか処理できません。そのため、台所や風呂、洗濯などで使われた水はそのまま近くの道路側溝などを経て周辺の河川などに放流され、水環境の保全を考える上で大きな問題となっています。

この状況を改善するため、平成13年4月に浄化槽法が改正され、浄化槽を新たに設置する場合は合併処理浄化槽とすることや、既に設置されている単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換に努めることなどが定められました（この合併処理浄化槽への転換については、市で費用の一部を負担する補助制度があります）。

しかし、いずれの浄化槽の場合でも維持管理（法定検査、保守点検、清掃）が適正に行われていなければ、浄化槽内の微生物の働きが悪くなり、きれいで良好な水環境を確保することはできません。

そこで、この冊子をみなさんにお読みいただき、合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理についてご理解とご協力をいただければと思います。

岡崎市環境基本計画の概要

(令和3年3月策定)

岡崎市環境基本計画では、豊かな自然の恵みを楽しみながら、自然とふれあい、活気にあふれた未来都市を形成することを目指して、本市の環境ビジョンを以下のように提示しています。

自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能循環型社会

『環境共生都市 岡崎』



5つの環境目標

- 環境目標1 豊かな自然と共生するまちに
- 環境目標2 良好な生活環境が確保されるまちに
- 環境目標3 気候変動の対策が進んだまちに
- 環境目標4 ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに
- 環境目標5 環境を考え実践するまちに



愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会
オリジナルキャラクター アイちゃん

良好な生活環境が確保されるまちに

● 環境汚染を防止し、リスクを低減する

健全な河川環境のために、河川流量の維持、安定化を目的とした、雨水貯留や地下浸透の確保に努める他、市民の水辺への関心の向上を図る普及啓発を行います。

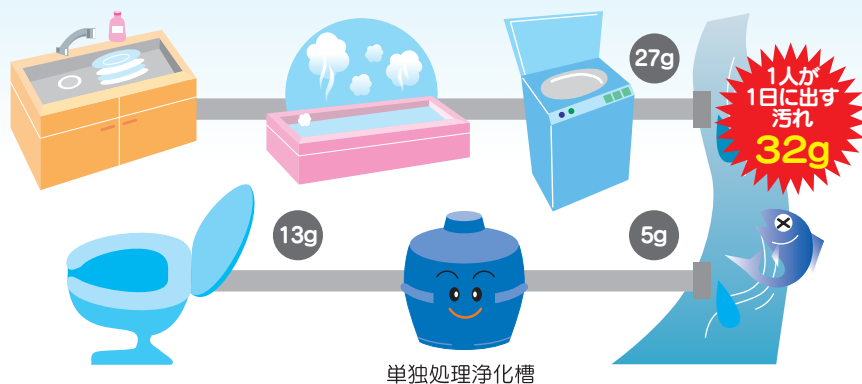
また、生活排水による河川の水質汚濁防止のために、見直しのあった「汚水適正化構想」も考慮し、浄化槽処理促進区域を新たに設定し、合併浄化槽への転換促進をさらに図るとともに、浄化槽保守点検業者との稼働や浄化槽台帳システムの活用による浄化槽の適正な維持管理を推進し、良好な生活環境の確保を目指します。



浄化槽の種類

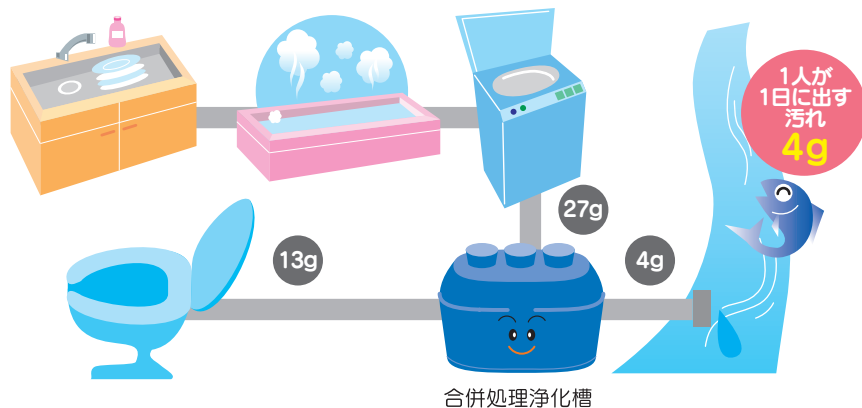
■単独処理浄化槽（現在新たな設置は認められていません。）

し尿だけを処理します。台所や風呂、洗濯などの生活雑排水が未処理のため、河川や海の汚濁の原因となっています。



■合併処理浄化槽

し尿のほか生活雑排水も処理することから、河川や海の汚濁防止として重要な役割を果たしています。

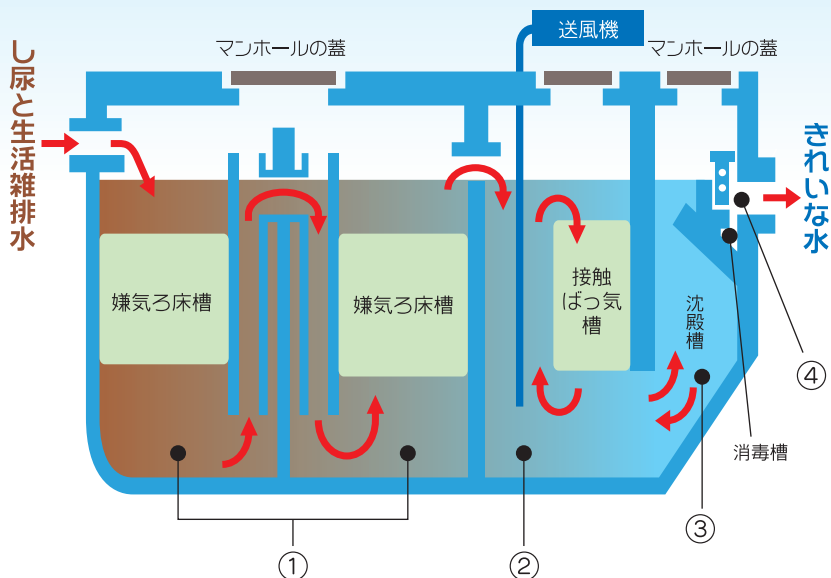


合併処理浄化槽は、きちんと維持管理を行えば、下水道と同等の処理性能が得られます。

浄化槽のしくみ

代表的な合併処理浄化槽のしくみは、次のとおりです。

→ 処理される水の流れ



- ① 汚水に含まれる固形物を取り除くとともに、酸素を必要としない微生物により汚れを分解し汚水を浄化します。
- ② 送風機により、積極的に空気を送り込んで、酸素を必要とする微生物によりさらに汚水を浄化します。
- ③ 浄化された処理水に含まれる固形物を沈殿させ、きれいな上澄み水を消毒槽へ送ります。
- ④ 衛生的できれいな水として放流します。

浄化槽管理者が行わなければならない3つのこと

浄化槽の所有者などを法律上では「浄化槽管理者」と言います(戸建て住宅の場合、一般的には建物の所有者などが浄化槽管理者になります)。

浄化槽管理者のかたは、以下の3つのことを行わなければならない。

法定検査

(12ページ参照)

愛知県知事が指定した指定検査機関が行う水質に関する検査(法定検査)を受けなければならない。

この検査には、浄化槽使用開始後の一定期間に行う検査と毎年1回行う定期検査の2種類の検査があります。

保守点検

(8ページ参照)

毎年、法律で定められた回数行い、その記録を3年間保存しなければならない。

ただし、保守点検は専門的知識や技術が必要なため、資格のある業者に委託してください。

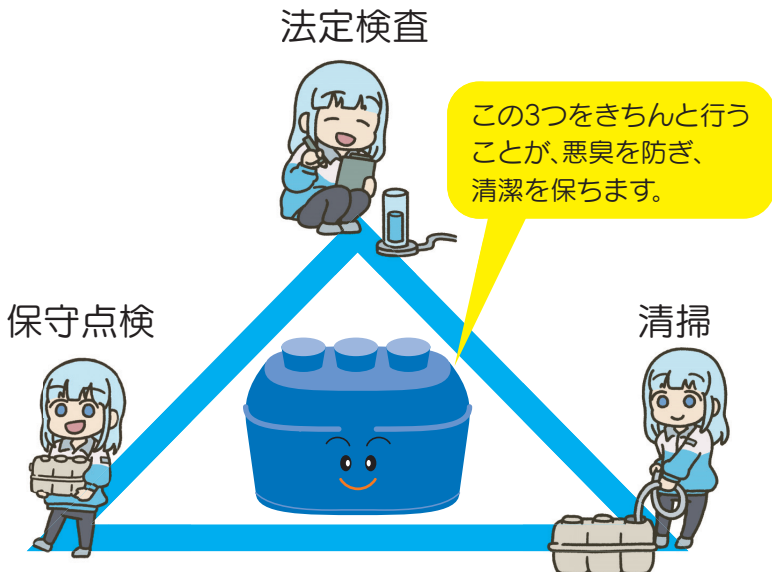
清 掃

(10ページ参照)

毎年、法律で定められた回数行い、その記録を3年間保存しなければなりません。

ただし、清掃は専門的知識や技術が必要なため、資格のある業者に委託してください。

浄化槽の機能を保つためには、これら3つを確実に行う必要があります。



3つの義務 その1 保守点検

浄化槽の正常な機能を維持するためには、適正な期間ごとに「保守点検」が必要です。

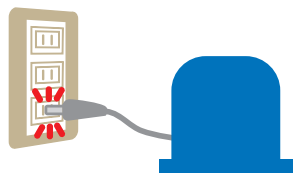
保守点検では、浄化槽のいろいろな装置の稼働状況を調べ、調整、修理、消毒剤の補充のほか、汚泥等の状況を確認して清掃時期の判定をすることなどを行います。**保守点検は、岡崎市長の登録を受けた業者に委託**してください。

また、**浄化槽の点検回数**については、浄化槽法施行規則で次ページのように定められています。

浄化槽の機能診断



ブロー・モーターなどの点検



ブロー

(浄化槽内に空気を供給する送風機のこと。)

消毒剤の補充



合併処理浄化槽の保守点検回数

処理方式	種類	回数
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人数が20人以下	4か月に1回以上
	処理対象人数が21人以上 50人以下	3か月に1回以上
活性汚泥方式	—	1週間に1回以上
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2週間に1回以上
	3 1及び2以外のもの	3か月に1回以上

単独処理浄化槽の保守点検回数

処理方式	種類	回数
全ばっ気方式	処理対象人数が20人以下	3か月に1回以上
	処理対象人数が21人以上 300人以下	2か月に1回以上
	処理対象人数が301人以上	1か月に1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	処理対象人数が20人以下	4か月に1回以上
	処理対象人数が21人以上 300人以下	3か月に1回以上
	処理対象人数が301人以上	2か月に1回以上
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	—	6か月に1回以上

ご使用中の浄化槽の処理方式がわからない時は、業者にお尋ねください。

3つの義務 その2 清掃

浄化槽に流れ込んだ汚水からは、沈殿や浮上といった物理的作用と微生物の働きによる生物的作用によって浄化されることにより、必ず汚泥などが発生します。この汚泥を浄化槽から引き抜き、附属装置などを洗浄掃除することを「清掃」といいます。

この清掃を怠ると浄化槽の機能の低下や汚物の流出、悪臭発生の原因となります。

なお、清掃の回数については浄化槽法で**年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽は6か月に1回以上）**の実施が義務づけられています。



浄化槽の清掃を業として行う場合は、市町村長の許可を受けなければならないことになっています。

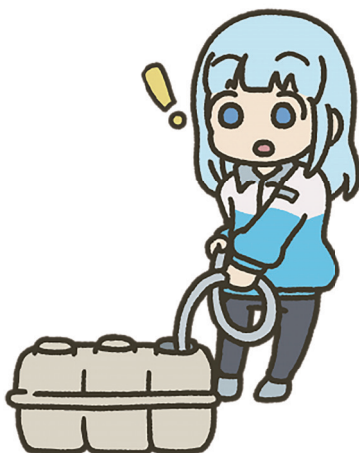
このため、浄化槽の清掃を委託する場合は**岡崎市長の許可を受けた業者に委託**してください。

《浄化槽清掃業者》

(令和3年4月1日現在、次の7社です。)

許可業者名	事業所所在地	電話
中部保全株式会社	岡崎市柱町字下荒子57番地1	51-1858
合資会社三河公益社	岡崎市大平町字榎田3番地1	21-1889
有限会社三共舎	岡崎市真伝町字鐘鑄7番地3	21-4827
有限会社本多商事	岡崎市井田南町7番地14	21-5746
株式会社高橋商舎	岡崎市渡町字大榎119番地	31-5620
株式会社岡崎衛生社	岡崎市蓬莱町一丁目16番地	21-3330
有限会社額田衛生社	岡崎市牧平町マカガイツ24番地2	82-3488

岡崎市の市外局番は0564です。



3つの義務 その3 法定検査

浄化槽法では、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するため、浄化槽管理者に対して水質に関する検査を義務づけています。

この検査には、**7条検査（浄化槽を使い始めてから3ヶ月を経過してから5ヶ月以内に行う水質検査）**と、**11条検査（毎年1回定期的に行う定期検査）**があり、浄化槽法に定められていることから、「法定検査」と呼んでいます。

なお、法定検査は、愛知県知事が指定する下記の検査機関へ直接申し込んでください。

■法定検査を実施する指定検査機関

一般財団法人 中部微生物研究所
〒441-0316 豊川市御津町赤根下川48
電話 0533-76-2228

■検査の内容

① 外観検査

設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況、使用の状況、悪臭の発生状況、消毒の実施状況、蚊・ハエなどの発生状況について検査

② 水質検査

pH(水素イオン濃度指数)、DO(溶存酸素濃度)、透視度、残留塩素濃度、BOD(生物化学的酸素要求量)などについて検査

③ 書類検査

保存されている記録をもとに保守点検・清掃が適正に行われているかについて検査

■検査手数料（令和2年愛知県告示第360号）

区 分	第7条検査（初回）	第11条検査（2回目から）
20人槽以下	11,000円	6,000円
21人～100人槽	15,000円	10,000円
101人～200人槽	18,000円	13,000円
201人～300人槽	20,000円	15,000円
301人～500人槽	25,000円	21,000円
501人槽以上	30,000円	26,000円

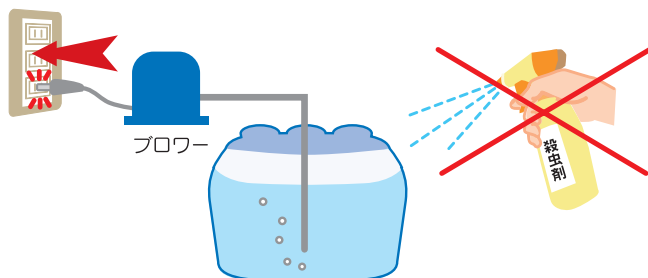
（消費税はかかりません。）



浄化槽と上手につきあうには

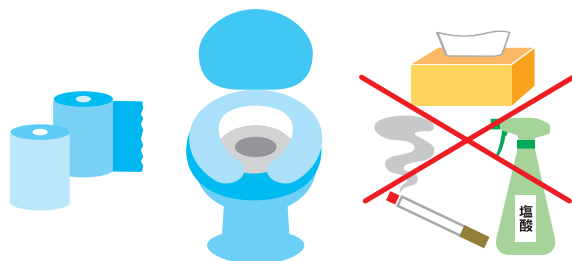
■浄化槽で

- 槽内に**殺虫剤等**を使用しない。
- ブLOWER、モーターの**電源を絶対に切らない**。
- ブLOWERは熱を持つことがあるので、カバーの上やその周りに燃えやすいものを置かない。
- 消毒剤がなくならないよう補充する。



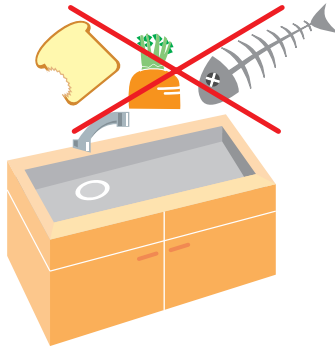
■トイレで

- トイレットペーパー以外の紙を使用しない。
- 紙おむつ、衛生用品、タバコの吸い殻などを流さない。
- 塩酸等の**薬品を使わない**。（普通のトイレ洗剤は使用OK、必ず適正量を守る。）



■台所で

- 使った油は、流しに流さない。新聞紙や古布にしみ込ませて可燃ごみとして出す。
- 鍋や皿のひどい汚れは紙などでふいてから洗う。
- 三角コーナーやストレーナーには細かいネットをかぶせる。



■洗濯で

- 洗剤や漂白剤は、**適正量**を使う。



よくある質問

■法定検査を受けて、不適正の通知をもらいましたが、どうしたらいいのですか

指定検査機関の水質検査（法定検査）を受けた後、検査結果書が送られてきます。

この結果書には、①適正、②おおむね適正、③不適正の3段階の判定が記載されています。

このうち、「不適正」の判定が記載されている場合は、その理由により、**工事業者又は保守点検業者にご相談のうえ、適切な改善措置**を行ってください。

また、状況により岡崎市が改善指導を行う場合があります。



■保守点検を行っているのに、法定検査も受ける必要があるのですか

法定検査には、使用開始後のみ行う水質検査（7条検査）と毎年1回行う定期検査（11条検査）とがありますが、7条検査については、**浄化槽が適正に設置されているかの確認**を、また、11条検査については、**浄化槽の機能が発揮され所定の放流水質が維持されているかどうかを確認**するものです。

保守点検は、浄化槽が**正常な機能を維持**するため、各設備の点検を行い、状況に応じて**適切な調整や修理**を行うものです。

このように法定検査は、保守点検とは目的が異なりますから、保守点検業者と委託契約をしても、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。（12ページ参照）



■浄化槽からの臭いがひどいのですが… 臭気の原因として考えられるのは？

- ① ブローターの異常による機能低下
- ② 浄化槽内の汚泥が過剰に蓄積
- ③ 排気設備の不良
- ④ マンホール蓋の密閉が不十分
- ⑤ 食用油の大量流入

などです。

保守点検業者などに御相談のうえ改善してください。

■カビ取り剤を流して大丈夫ですか？

風呂場のタイルに使う市販の**カビ取り剤**のほとんどが、次亜塩素酸ナトリウムを主成分にしているので、大量に使うと浄化槽内で働く微生物が死滅してしまいます。

カビ取り剤は**適正量を使用**し、その後は、1か月に1度、薬用アルコールを霧吹きでタイル面に吹き付ければ、消毒とカビの発生を防ぐことができます。なお、薬用アルコールは薬局で販売しています。

■トイレ清掃に洗剤を使ってもいいですか？

トイレの洗剤として市販されているもののうち、浄化槽の微生物に悪影響を与えない旨の表示があるものを使ってください。しかし、洗剤は、使用する量によって、浄化槽内の

微生物の働きを弱め、浄化槽機能の著しい低下を引き起こすことがあります。**必ず適正量を守って使用**してください。

できれば、トイレの清掃はぬるま湯を使い、便器の黄ばみ等を取るには、消毒用アルコールをトイレットペーパー、古布等にしみ込ませて拭き取るようにしましょう。

■飲み薬を常用していますが…

糖尿病や高血圧の薬が影響を与えているといわれ、悪臭の原因となる場合もありますが、**合併処理浄化槽には、ほとんど影響がない**といわれています。



■浄化槽からの音が気になりますか…

浄化槽からの「音」や「振動」について、原因を特定するのは、かなり難しいことです。

過去にあった例では

1 ブロワーが原因

- 家屋の土台などと接触している。
- 「音」が聞こえる部屋と接近しすぎている。

2 浄化槽本体の原因

などがありました。

いずれの場合も、**早めに保守点検業者（あるいは工事業者）に連絡して、適正な措置をとる**ようにしてください。



■ 2週間ほど海外旅行をしますが、浄化槽の電源はどうすればいいのでしょうか？

浄化槽の電源は絶対に切らないでください。これを切ると、浄化槽内の好気性微生物に必要な空気を送る装置であるブローワーがとまってしまい、微生物の働きを弱めたり死滅させたりして、浄化槽の機能を停止させることにもなります。

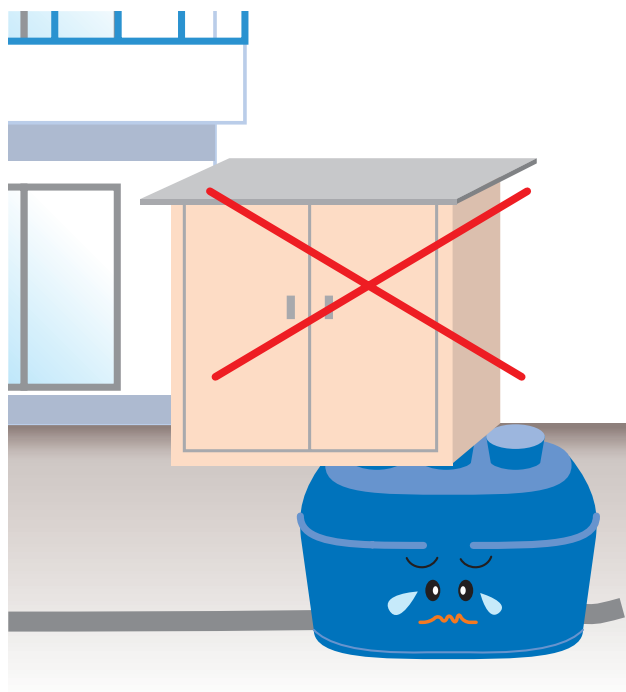
また、何かの理由で1年以上家を留守にするような場合には、電源を切り、「清掃をしてから」水を張っておくようにします。この場合は、保守点検業者などに相談してください。

なお、浄化槽使用休止届出が必要な場合がありますので、廃棄物対策課へ併せて相談してください。



■物置のスペースがないので困っていますが、 浄化槽の上を一部利用できませんか？

浄化槽のマンホールやブローアの上には、物置などを置かないでください。日頃から点検や清掃作業に支障がないように十分注意してください。



今後予定される届出

今後、お使いの浄化槽と長期にわたって生活を共にされると思います。その時々様々なライフイベントにおいて浄化槽には、**<必要な届出>**があります。

- 管理者が亡くなったときや浄化槽を管理する人が変わったとき

→**<浄化槽管理者変更報告書>** (変更のあった日から30日以内)

- 家屋を解体して浄化槽も解体したときや下水道に接続したとき

→**<浄化槽使用廃止届出書>** (廃止した日から30日以内)

- 家屋を空き家にして、浄化槽を長期間放置するとき

→**<浄化槽使用休止届出書>** (浄化槽の清掃後、随時)

※この届出は、任意です。維持管理を免除したいときに提出してください。

※使用を再開するときに届出が必要です。



浄化槽を設置するには

■ 依頼先

浄化槽の設置工事を業として行う場合は、愛知県知事の登録を受けなければならないことになっています。

このため、浄化槽の設置工事を委託する場合は、**愛知県知事の登録を受けた業者へ依頼**してください。

■ 手続方法

浄化槽の設置

- 家を新築、増改築する場合
建物の**建築確認申請**と同時に行います。
- 浄化槽だけを設置する場合
浄化槽設置届出書を提出します。工事を開始するには、届出が受理された日から**10日間**の猶予期間が必要です。

浄化槽の使用開始

浄化槽の**使用開始の日から30日以内**に**浄化槽使用開始報告書**を提出します。

浄化槽設置届出書と浄化槽使用開始報告書の提出先は、岡崎市環境部廃棄物対策課です。

■岡崎市浄化槽転換設置整備事業補助金のご案内

単独処理浄化槽又は汲み取り便所から自主的に高度処理型浄化槽へ転換される場合、補助対象区域内のかたは補助金制度の適用を受けることができます。

事前に補助対象区域等の確認及び市職員の現地確認が必要です。着工前にお問い合わせください。

問合せ先

岡崎市環境部廃棄物対策課

電話 0564-23-6871

URL <http://www.city.okazaki.lg.jp>



浄化槽の維持管理に関する業者

法定検査

指定検査機関名	一般財団法人 中部微生物研究所
電話番号	(0533) 76-2228
検査実施月	毎年 月

保守点検

会社名	
電話番号	() -
保守点検実施月	毎年 月

清掃

会社名	
電話番号	() -
清掃実施月	毎年 月

知っていますか？浄化槽

(浄化槽管理手帳)

令和4年3月発行

岡崎市環境部廃棄物対策課

電話 0564-23-6871

URL <http://www.city.okazaki.lg.jp>

